

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.計画改定の背景と位置づけ	2
2.軽井沢町の概況.....	5
第2章 ごみ処理基本計画.....	13
1.ごみ処理の現況.....	14
2.ごみ処理行政の動向	41
3.ごみ処理行政の基本方針.....	42
4.ごみ排出量の予測.....	43
5.排出抑制及び資源化に関する目標	46
6.処理体制	57
7.収集運搬計画.....	58
8.中間処理計画.....	59
9.最終処分計画.....	61
第3章 生活排水処理基本計画.....	63
1.基本的事項	64
2.生活排水処理基本計画.....	69
第4章 災害廃棄物処理計画	75
1.基本的事項	76
2.災害発生時における組織体制等.....	81
3.災害廃棄物対策(平常時)	88
4.災害廃棄物処理(発災後)	91
5.災害復旧・復興時の対応	108

第1章 計画の基本的事項

1.計画改定の背景と位置づけ

(1)計画策定の趣旨

軽井沢町一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、軽井沢町の区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画の策定に際しては、町の最上位計画である「第6次軽井沢町長期振興計画」や「軽井沢町環境基本計画」のほか、「長野県廃棄物処理計画(第5期)」、「佐久地域循環型社会形成推進地域計画(第二次計画)」及び「軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等の関連計画と整合を図ります。

町は、雄大な浅間山のふところにいだかれ、深い緑と涼しい風、美しい水の流れ、多様な生物に恵まれています。この豊かな自然を貴重な財産として、また、国際保健休養地として、我が国を代表する観光やスポーツのリゾートとして発展し、成長を続けてきています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は、最大年間870万人の観光客が訪れ、観光客による廃棄物も重要な課題となっています。このような状況で循環型社会を構築するためには、町民及び別荘所有者(以下「住民」という。)と事業者及び町が協働で廃棄物問題の解決に向け、それぞれの役割分担を明確にして取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、町では、平成9年度にごみ処理有料化を実施し、指定袋の価格見直しを行ってきました。さらに、平成18年度に事業系生ごみの資源化の開始等、住民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化やリサイクルを促進してきました。また、平成21年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、さらなる排出抑制・資源化を推進し、一般廃棄物の適正処理に努めてきました。令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で観光入込客数が大きく減少し、併せてごみ排出量も減少しましたが、今後の観光入込客数の回復、さらなる増加が見込まれる中、ごみ排出量も増加が予想されるため、これを減少させるための取組をより一層強化し、継続していく必要があります。

将来に向けた安全、安定、かつ安心なごみ処理体制を維持していくため、佐久市・北佐久郡環境施設組合(軽井沢町、佐久市、立科町、御代田町で構成)により、佐久クリーンセンター・川西清掃センター、両施設を統合した新たなごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」を令和2年度に整備しました。

本計画では、ごみの減量化・資源化及び適正処理・処分の推進並びに生活排水の適正処理・水質汚濁防止を目的に策定するものです。そのため、対象となる一般廃棄物について、現状把握を行うとともに、環境保全及び減量化・再生利用に関して具体的な施策を総合的に検討します。